

# 個人事業税の納付書が届きます

## 個人事業税とは

個人事業主で、**年間290万円以上の事業所得がある方**が対象となり、その場合該当年の8月1日に納付書が発送され、各都道府県に納税しなければなりません。但し、営業期間が1年未満の場合は月割額となり、例えば営業期間が6ヶ月の場合は所得金額145万円以上の事業所得がある方が対象となります。

## 納付方法は？

税額が1万円を超える場合は第1期分(納期限8月31日)と第2期分(納期限11月30日)の納付書が届きます。

納付場所は、各都道府県税事務所・口座振替・コンビニ(30万円以内)・ペイジー対応ATM

## 計算方法は？

$$\text{個人事業税の額} = \langle (\text{収入金額} - \text{必要経費}) - 290 \text{万円} \rangle \times \text{税率}$$

税率は業種によって定められ、飲食店の場合は5%が税率となります。

※個人事業税は所得税や住民税と異なり、青色申告特別控除額65万円・55万円・10万円は控除の対象となりません。

※納めた個人事業税額は**租税公課**として翌年の確定申告の際に経費計上できます。

## 前3年の赤字繰越がある場合

青色申告で事業の所得が赤字(損失)となったときは、所得税同様に翌年以降3年間、繰越控除(繰り越した赤字を翌年以降の黒字と相殺)することができます。

# 所得税の予定納税の支払通知がきたら・・・

## 所得税の予定納税とは

その年の 5 月 15 日時点で決まっている予定納税基準額が 15 万円以上の場合に、一部を予め納付する制度で、税務署から通知がきた場合は納税する義務があります。

## 納付額・納付方法は？

予定納税では、所得税の予定納税基準額の 3 分の 1 を第 1 期(納期限 7 月末)と第 2 期(納期限 11 月末)に納めなければなりません。

納税方法には、口座振替・電子納税・コンビニ支払い(30 万円以内)があります。

## 減額申請

その年の 6 月 30 日までに、**廃業**・**休業**・**業績不振**・**多額の医療費**・**災害**・**盗難**・**寄付金控除**・**住宅借入金等の特別控除**等により、予定納税額より少なくなる場合は減額申請ができます。

## 減額申請の申請方法

第 1 期分及び第 2 期分の減額申請はその年の 7 月 1 日～7 月 15 日まで、第 2 期分のみの場合は 11 月 15 日までに税務署に申請書を提出します。

## 還付加算金

予定納税はあくまで予定のため、実際の所得税納税額が予定納税額より少ない場合は還付されます。その場合翌年の確定申告の際、還付額に加えて「**還付加算金**」という利息を受け取ることができます。その金利は現状では銀行の定期預金に比べ 2%以上高いので、減額申請をしないで確定申告の際に還付加算金を受け取るのも良い方法と言えます。

## 未納の場合の延滞税

延滞が 2 ヶ月未満の場合は、還付加算金と同率、2 ヶ月以上の場合は 9%程度の延滞税がかかります。

## 納税準備預金

予定納税を延滞すると延滞税がかかるため、所得税の納付に備える**納税準備預金の利用がおすすめ**です。納税準備預金とは、金融機関で納税専用の口座をすることで、銀行によっては金利が高く、更に預金利息に対する**約 20%の税金が免除**されます。